

室蘭市広域センタービル庁舎における広告モニターによる広告放映に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広告付き番号案内表示システムの一部である広告モニターで民間企業等の広告を放映することに関し、室蘭市広告掲載要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム等提供者 室蘭市広域センタービル庁舎内各課窓口とその待合に広告付き番号案内表示システムを無償提供及び維持管理する事業者をいう。
- (2) 広告モニター システム等提供者が無償提供した広告付き番号案内表示システムのうち、民間企業等の広告及び行政情報などを放映するためのモニターをいう。
- (3) 市内事業者 市内に事業所（本社、支社、営業所、工場、店舗、事務所等をいう。）を有する事業者をいう。

(広告モニターの規格等)

第3条 広告モニターの設置数、設置場所、大きさ等は市長がこれを別に定める。

2 広告モニターには、次に掲げる内容を明記しなければならない。

- (1) 広告モニターの広告料により、室蘭市広告付き番号案内表示システムが無償提供されていること。
- (2) 広告主及び広告内容と室蘭市の業務は、直接関係がないこと。
- (3) 広告に関する問い合わせ先は、システム等提供者であること。
- (4) システム等提供者の連絡先。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格等は市長がこれを別に定める。

2 広告には広告であることと、広告主の氏名又は名称を表示しなければならない。

(広告放映希望者の募集及び選定)

第5条 広告の放映を希望する者の募集は、システム等提供者が行う。

2 広告放映希望者の選定にあたっては、市内事業者を優先すること。

(広告放映の承認)

第6条 システム等提供者は、放映を希望する広告のデータを、市長が指定する期日内に提出し承認を受けなければならない。

2 次に掲げる者に関する広告については、広告モニターで放映を行うことができない。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (2) 各種法令に違反している事業者
- (3) 市税の滞納がある事業者
- (4) 暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- (5) 消費者金融又は事業者金融を営む事業者

- (6) 利殖を目的とした投資・投機があつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更正手続き中、又は手続き開始の申立てがある事業者
- (9) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市の執務室内に設置した広告モニターにおいて放映する広告の業種又は事業者として不適当であると認められる者

3 次いずれかに該当する広告は、広告モニターで放映を行うことができない。

- (1) 市の公共性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等の規定に違反するもの
- (3) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝にかかるもの
- (4) 市が推奨していると誤解されるおそれのあるもの
- (5) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (6) 大げさな表現、根拠のない表現又は射幸心を著しくあおる表現を含むもの
- (7) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和23年法律第205号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、医薬品等適正広告基準等に抵触するもの
- (8) 商品先物取引又はこれに類するもの
- (9) 求人（職員募集）を主たる目的とした広告
- (10) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

4 市長は、前条第1項の規定によりシステム等提供者から提出された広告データについて、放映することが適当でないと認めるときは、システム等提供者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

5 システム等提供者は、前項の規定により広告の内容等の変更を求められたときは、これに従わなければならない。

（費用の負担）

第7条 広告のデータ作成、加工、広告モニターへの搭載に要する費用その他広告の放映に要する費用はシステム等提供者の負担とする。

（広告放映の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続きを要することなく、広告の放映の承認を取り消すことができる。

- (1) 第6条第1項の規定により市長が指定した期日までに広告のデータが提出されないとき。
- (2) 第6条第4項の規定による市長の広告の内容等の変更の求めにシステム等提供者が従わないとき、又は、広告の内容が改善される見込みがないとき。
- (3) 前2号にかかげるもののほか、市長が広告の放映を適当でないと認めるとき。

2 第1項の規定により広告の放映の承認が取り消された場合において、システム等提供者に損害が生じても、市長は一切その責めを負わないものとする。

(システム等提供者の責務)

第9条 システム等提供者は、広告モニター及び広告の内容等について、一切の責任を負うものとする。

2 システム等提供者は、広告の放映までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の処置を講じなければならない。

3 システム等提供者は、広告について第三者から苦情、被害等の申立がなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。

4 システム等提供者は、当該広告に起因して損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 システム等提供者は、広告モニター及び広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広告モニター及び広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。